

校章



校章の表すもの

躍動感ある波と石楠花の若葉をモチーフに、無限の可能性を意味した「∞」と佐渡中等教育学校の頭文字「S」を表現しています。6色のグラデーションには、6年間の中高一貫教育校で大きく成長し、佐渡から世界に発信できる人になってほしいという願いが込められています。

校章デザインは、佐渡蠟型鋳金師の本間琢齋氏によるものです。

校 歌

県立佐渡中等教育学校 校歌

作詞 馬場あき子 作曲 鈴木輝昭

- 一 あげぼのの 光は海に
若き世の 理想はわれに
しらやま 白山の おかべ 丘辺に立てる
や 学び舎の よ 窓に椅子いて
語らうは あす 明日ある世界
乗り越えて ゆくべきものを
教え合い 磨き合いつつ
美しき きずな 絆となさん
- 二 両津湾 波寄せ来たれ
未知に向く 心おそれず
この手もて ひら 未来拓かん
しゃくなげ 石楠の花咲くごとく
は 咲き栄ゆる 文化のかおり
学ぶとは 知のみにあらず
深く見て 思う心を
養いて さち 幸を求めん
- 三 ああ友よ どんでん山よ
こころざし 志 高く励めと
雪白き 金北山よ
佐渡に生くる 誇り思えと
みんなみ 南に 広き加茂湖よ
あたたかく 人を許せと
まこと 誠もて 求むる声を
青春の はた 旗としゆかん

県立佐渡中等教育学校 校歌

作詞 馬場あき子 作曲 鈴木輝昭

一番

$\text{♩} = 112$

あけぼのの ひかりはうーみに わ
かき世の りそうはわーれに しら
やまのおかべに立ーてるまなびやの まど
に寄りいて かたらうは明日あるせーか い
乗り越えて ゆくべきものを
おしえ合 い みがき合 っ つ つ
うつくしき うつくしききず なとなさん

二番

りょうつわん なみ奇せ来ーたーれ 未
知に向く ころおそーれず この
手もてみらいひらーかんしゃくなげの はな
咲くごーとく 咲き栄ゆるぶんかのがーおり
まなぶとは 知のみにあらず
ふかく見て おもうころーを
やしないて やしないてさちをもとめん

三番

ああともよ どんでんさんーよ こー
ころざし たかくはげめ と ゆき
しろききんぼくさんよ 佐渡に生くる ほこ
りおもえーと みんなみにひろき加茂湖よ
あたたかくひとをゆるせと
まこともて もとむるこえを
せいしゅんの せいしゅんのはたとしゅかん
せいしゅんのはたとしゅかん -

mf
cresc
f
cresc
f
ff

教育目標

佐渡の歴史と文化に誇りを持ち、豊かな知性と人間性を身に付け、
世界的視野で活躍できる人の育成

校 是

「C a t c h t h e W A V E S !」

(夢を叶える波をつかめ！)

W = W i s d o m (自ら高める「英知」)
A = A s p i r a t i o n (夢をえがく「大志」)
V = V i t a l i t y (たくましく生きる「活力」)
E = E m o t i o n (豊かな心を育む「感動」)
Sには、S t u d e n t s ・ S c h o o l ・ S a d o (生徒・学校・佐渡)
の意味を込め、波がうねりになり夢が広がることをイメージしている。

沿革

平成 19 年 11 月 1 日	新潟県立佐渡中等教育学校設置（県立両津高等学校の校地・校舎を利用）
平成 19 年 11 月 1 日	初代校長 内川 洋 着任
平成 20 年 3 月 28 日	ランチルーム完工
平成 20 年 4 月 1 日	新潟県立佐渡中等教育学校開校
平成 20 年 4 月 1 日	2 代校長 中村 健郎 着任
平成 20 年 5 月 11 日	P T A 設立総会
平成 20 年 10 月 18 日	開校記念式典
平成 21 年 5 月 20 日	オンリーワンスクール推進事業研究開発校指定
平成 22 年 2 月 13 日	鏡板完成記念「学習発表会」、能楽を披露
平成 23 年 4 月 1 日	3 代校長 竹内 正文 着任
平成 23 年 4 月 23 日	馬場あき子先生講演会
平成 25 年 4 月 1 日	4 代校長 清水 健夫 着任
平成 27 年 4 月 1 日	5 代校長 君 伸一郎 着任
平成 29 年 10 月 28 日	創立 10 周年記念式典挙行
平成 30 年 4 月 1 日	6 代校長 矢沢 明 着任
令和 2 年 4 月 1 日	前期課程 1 学級募集に変更
令和 3 年 4 月 1 日	7 代校長 白藤 恵一 着任
令和 3 年 4 月 1 日	C O R E ハイスクールネットワーク構想
令和 3 年 4 月 1 日	S a G a S u プロジェクト、文部科学省より委託
令和 4 年 11 月 1 日	創立 15 周年
令和 6 年 4 月 1 日	8 代校長 石川 譲太 着任
令和 8 年 4 月 1 日	9 代校長 吉田 昌生 着任

校 時 表

朝読書・朝学習	8 : 30 ~ 8 : 40
朝学活・SHR	8 : 40 ~ 8 : 45
第1限	8 : 50 ~ 9 : 38
第2限	9 : 45 ~ 10 : 33
第3限	10 : 40 ~ 11 : 28
第4限	11 : 35 ~ 12 : 23
給食準備・清掃	12 : 23 ~ 12 : 37
昼食	12 : 37 ~ 12 : 52
昼休み	12 : 52 ~ 13 : 25
第5限	13 : 30 ~ 14 : 18
第6限	14 : 25 ~ 15 : 13
終学活	15 : 20 ~ 15 : 30
集中等タイム	15 : 30 ~ 15 : 40
第7限	15 : 20 ~ 16 : 08
終学活	16 : 08 ~ 16 : 15

完全下校	前期生	3月～10月	18 : 10
		11月～2月	17 : 40
	後期生	通 年	18 : 10

校 時 表 (短縮)

朝読書・朝学習	8 : 30 ~ 8 : 40
朝学活・SHR	8 : 40 ~ 8 : 45
第1限	8 : 50 ~ 9 : 33
第2限	9 : 40 ~ 10 : 23
第3限	10 : 30 ~ 11 : 13
第4限	11 : 20 ~ 12 : 03
給食準備・清掃	12 : 03 ~ 12 : 17
昼食	12 : 17 ~ 12 : 32
昼休み	12 : 32 ~ 13 : 05
第5限	13 : 10 ~ 13 : 53
第6限	14 : 00 ~ 14 : 43
終学活	14 : 50 ~ 15 : 00
第7限	14 : 50 ~ 15 : 33
終学活	15 : 40 ~ 15 : 50

新潟県立佐渡中等教育学校学則（抜粋）

第1章 総則

（学則制定の趣旨）

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条第1項の規定に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置、課程及び学科）

第2条 本校の名称、位置、課程及び学科は、次の表のとおりとする。

名称	位置	課程		科
新潟県立佐渡中等教育学校	新潟県佐渡市梅津 1750番地	前期課程		
		後期課程	全日制	普通

（修業年限及び収容定員）

第3条 本校の修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課程	修業年限	収容定員
前期課程	3年	新潟県教育委員会（以下「委員会」という）の定めるところによる。
後期課程	3年	

第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

（学年、学期及び授業終始）

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期

4月1日から9月30日まで

第2学期

10月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

（休業日）

第5条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

(3) 学年始休業日

4月1日から4月5日まで

(4) 夏季休業日

7月25日から8月25日まで

(5) 冬季休業日

12月25日から1月7日まで

(6) 学年末休業日

3月25日から3月31日まで

(7) 前各号のほか、委員会が認めた日

- 2 第1項の休業日中に、校長は生徒を登校させることがある。
- 3 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲において、第1項の休業日を変更することができる。
- 4 校長は、校務の運営上、特に必要があると認めたときは、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導

(教育課程及び授業日時数)

第7条 本校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって、毎学年の初めに校長が定める。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中前期課程1回、後期課程1回とし、前期課程は3泊4日以内、後期課程は5泊6日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第9条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席又は欠課等)

第10条 生徒が、欠席、欠課、遅刻又は早退等をする場合は、所定の手続により校長に届け出なければならない。

(対外行事への参加)

第11条 生徒が、文化、体育関係等の対外行事に参加する場合は、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第12条 生徒が感染症にかかり、又はかかるおそれのあるときは、校長はその生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価並びに単位、各学年の課程の修了及び卒業の認定

(成績の評価及び単位の認定)

第 13 条 成績の評価及び単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績を総合して行う。

2 成績の評価及び単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び単位修得証明書等の授与)

第 14 条 校長は、本校所定の前期課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与し、後期課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

2 単位を認定したときは、校長は、必要に応じて、所定の単位修得証明書を交付する。

第 5 章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第 15 条 (省略)

(入学志願の手続き)

第 16 条 (省略)

(入学者の選抜)

第 17 条 (省略)

(入学許可)

第 18 条 入学は、校長が許可する。

(誓約書)

第 19 条 入学を許可された者は、保護者が連署した所定の入学意志確認書及び住民票を、校長に提出しなければならない。

2 保護者に変更のあったときは、あらためて誓約書を提出しなければならない。

(保護者)

第 20 条 保護者は、生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人で、本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒又は保護者が住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(転学)

第 21 条 生徒が、転学をしようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、他の中等教育学校または高等学校から転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

(留学)

- 第 22 条 生徒が外国の中等教育学校または高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出してその許可を受けなければならない。
- 2 前項の願い出のあったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
 - 3 校長は、第 14 条第 1 項の規程にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の中等教育学校または高等学校における履修を本校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
 - 4 校長は、前項の規程により単位の修得を認定した生徒について、第 5 条第 1 項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

- 第 23 条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、保護者は所定の休学願いを校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の願い出のあったときは、適当と認めた場合、1 ヶ月以上 1 年以内の期間で、休学を許可するものとする。
 - 3 休学が 1 年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

- 第 24 条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

- 第 25 条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は所定の退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後 1 年以内に願い出て、しかも再入学の理由を校長が適当と認めたときに限り、校長は原学年以下に入学を許可する。

(編入学)

- 第 26 条 第 2 学年以上に編入学を志望する者がある場合は、その者が相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたときに、これを許可する。

第 6 章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

- 第 27 条 校長は、学業、人物、その他について優秀な生徒を表彰することがある。

(懲戒)

- 第 28 条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、退学、停学（後期課程のみ）及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
- 5 第2項の訓告は、退学及び停学処分に該当する以外の生徒で教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

第7章 校務分掌

第29条 （省略）

第8章 授業料、入学料相当額及び入学考査料

（授業料、入学料相当額の納入）

第30条 授業料、入学料相当額及び入学考査料の納入は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

（授業料等未納者に対する措置）

第30条の1 授業料又は入学料相当額の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

（授業料及び入学料相当額の減免）

第31条 授業料及び入学料相当額の減免は、新潟県立学校条例の定めるところによる。

（附則）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

（学校保健法の改正に伴う変更）

この学則は、平成22年7月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（授業料削除）

この学則は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（留学一部改定）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

（休業日一部改定）

この学則は、平成25年8月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（休業日一部改定）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

（授業料徴収、同未納者に対する措置）

生徒心得

この「心得」は、生徒が的確な判断と行動に心掛け、安全にかつ本校生徒としての自覚と誇りをもって学校生活を送ることを目的に定める。

I 最も大切な心得

- 1 命を大切にする。
- 2 人権を尊重する。
- 3 品位を保つ。
- 4 時間を守る。

II 登校・下校について

- 1 通学に当たっては、安全に留意し、交通ルール・マナーを遵守すること。必要に応じて自転車通学を認める。バイク通学について原則は認めない。ただし、特別な事情により保護者から申し出があった場合はその都度検討し、審議する。
- 2 諸活動等に伴う下校の時間については、別に定める。

III 服装・頭髪・持ち物について

- 1 制服及び体育着、上履きは、学校指定のものを着用すること。（詳しくは「服装について」参照）
- 2 頭髪のパーマ、加工、脱色、染髪等は禁止する。前髪は目が隠れない長さとする。長い髪は華美ではないピン留めやゴムを使用し、肩に髪がかからないようにすることが望ましい。清潔で学習や運動の邪魔にならない髪型を心がけること。
- 3 ピアス、ネックレス等の装飾品及び化粧、カラーコンタクト等は認めない。
- 4 冬季は防寒として膝掛けを許可する。ただし、華美にならない物を持参し、教室以外での使用を原則禁止する。
- 5 通学用カバンについては前期生のみ学校指定のものとする。後期生についても、装飾性の高いカバン、華美な装飾は禁止する。ただし、キーホルダーを左右に1つずつカバンにつけることを認める。
- 6 学習に必要なもの（携帯電話・ゲーム・不必要な金銭等）は持ってこない。

IV 校内生活について

- 1 明るくあいさつを励行し、人との交流に努めること。
- 2 諸活動（生徒会活動、部活動等）に積極的に取り組むこと。
- 3 登校後は校地外に出ない。必要があって外出する場合は、担任に外出届けを提出し、許可を得ること。
- 4 整理・整頓に努め、学習環境を整備すること。
- 5 他学年の教室・フロア（階）には、特別な用事が無ければ行かないこと。

V 校外生活について

- 1 校外生活においても、本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。
- 2 アルバイトは、学業に専念する観点から、原則として認めない。ただし、経済的理由など特別な事情により保護者から申し出があった場合はその都度検討し、審議する。
- 3 事故に遭ったとき及び事故を起こしたときは、直ちに学校に報告すること。

VI 届け出事項等について

- 1 諸届け・手続きについては、別に定める。

VII その他

- 1 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守する（校内での政治活動制限も含まれる）とともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。
- 2 図書館利用心得、ストーブ使用規程及びその他必要な規程については、別に定める。

生徒会会則

第1章〈名称〉

第1条

- 1 本会は、佐渡中等教育学校生徒会という。

第2章〈目的〉

第2条

- 1 本会は、次のことを目的とする。
 - 心の通じ合う豊かな人間関係を形成する。
 - 会員のリーダー性を高め、自主的・実践的な態度を育む。
 - 集団や社会の一員としてよりよい学校作りを目指し、校風の発展に努める。

第3章〈会員〉

第3条

- 1 本会の会員は、本校の全校生徒である。

第4条

- 1 会員は次のような権利・義務を持っている。
 - 生徒会会長、生徒会副会長を選ぶ権利。
 - 所属する委員会・部活動等で自由に発言する権利。
 - 総会に出席し、この会の企画・運営に参加する権利。
 - 自分の行動に責任を持ち、この会則に従う義務。

第4章〈活動〉

第5条

- 1 前述の目的を達成するため、校長及び職員の指導と監督のもとで以下のような活動を計画し、運営する。
 - 生徒会の計画や運営。
 - 学年を超えた集団による交流。
 - 校内外の諸活動についての連絡調整。
 - 学校行事の活性化と積極的な参加。
 - ボランティア活動などの社会貢献。

第5章〈組織〉

第6条

- 1 本会に次の機関を置く。
 - ①生徒総会
 - ②生徒会執行部会
 - ③専門委員会
 - (前期)
保健委員会 生活委員会
 - (後期)
保健委員会 生活委員会
 - (前期後期合同)

図書委員会 広報委員会

④学年委員会

- 1 学年委員会 2 学年委員会 3 学年委員会
4 学年委員会 5 学年委員会 6 学年委員会

⑤部活動

⑥特設委員会

選挙管理委員会 応援委員会

第7条（生徒総会）

- 1 生徒総会は本会の最高決議機関であり、次のことを決定する。
 - 生徒会活動の大綱に関すること。
 - 予算の決議に関すること。
 - 会則の改正に関すること。
 - その他必要なこと。
- 2 定例の生徒総会は年2回開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。いずれも生徒会会長が招集する。
- 3 定足数は全会員の3分の2以上とする。
- 4 議案は出席者の3分の2以上の賛成が得られた場合、可決される。賛成が得られなかった場合、その議案は却下される。
- 5 議長団は、3学年委員会より選出・委任する。

第8条（生徒会執行部会）

- 1 生徒会執行部会は生徒会会長1名（以下会長とする）、生徒会副会長2名（前期課程1名・後期課程1名。以下副会長とする）、生徒会執行部員各学年から2名以上（以下執行部員とする）により組織される。
- 2 会長・副会長が校長により任命されたのち、執行部員が生徒会長より委嘱される。
- 3 生徒会執行部会は以下の役割を持っている。
 - 生徒会行事の運営・企画。
 - 予算書・決算書の作成。
 - 会則改正案の作成。
- 4 会長・副会長及び執行部員の任期は、原則、その年度の体育祭終了後より1年間とする。

第9条（専門委員会）

- 1 専門委員会は前期課程・後期課程それぞれ各クラス1名以上より組織される。
- 2 各委員会において、前期課程・後期課程それぞれに専門委員長を選出し、会長より委嘱される。
- 3 専門委員会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時委員会を開くことができる。いずれも専門委員長が招集する。
- 4 専門委員長の任期は1学期の始業式より1年間とし、その他の委員の任期は7月専門委員会・1月専門委員会からそれぞれ半年間とする。

第10条（学年委員会）

- 1 学年委員会は各クラスのクラス委員・書記男女各1名ずつにより組織される。
- 2 各学年で学年委員長を選出し、会長より委嘱される。
- 3 担任と相談のもと、各クラスの意見を取りまとめる。
- 4 学年ごとに、顧問の指導のもと、学年行事などの計画・執行を行う。
- 5 学年委員の任期は7月の専門委員会から1年間とする。ただし、1学年委員会は1学期の始業式からはじまり、1月専門委員会で交代するものとする。

第11条（部活動）

- 1 各部活動は部長を選出する。前後期・男女分かれて活動している場合は、それぞれに部長を選出する。
- 2 部活動集会を適宜開くことができる。部長・顧問が相談のもと招集する。

第12条（特設委員会）

- 1 選挙管理委員会は各クラスから2名、応援委員会は各学年から4名程度を選出して組織する。学年委員会や専門委員会と兼任できる。
- 2 委員長1名・副委員長1名を選出し、会長より委嘱する。
- 3 選挙管理委員が立候補者または推薦者になったとき、その人は選挙管理委員会を辞退しなければならない。
- 4 選挙管理委員の役割は以下の通りである。
 - 選挙に関する全てを取り仕切る。
 - 第6章にそって正しく選挙を行う。

第6章〈選挙〉

第13条（立候補に関すること）

- 1 生徒会会長1名・生徒会副会長2名（前期課程生1名・後期課程生1名）を選出することを目的とする。
- 2 立候補は1名の推薦人を必要とする。
- 3 受付期間1週間の間に立候補者は推薦人を伴い、立候補の旨を選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 4 立候補できる生徒は以下の通りとする。
 - 生徒会会長：1～4年生。
 - 生徒会副会長（前期）：1・2年生。
 - 生徒会副会長（後期）：3・4年生。
- 5 選挙権を有する生徒は以下の通りとする。
 - 生徒会会長：1～5年生。
 - 生徒会副会長（前期）：1・2年生。
 - 生徒会副会長（後期）：3～5年生。

第14条（選挙活動に関すること）

- 1 選挙活動期間は受付締切後、投票日までの約一週間である。
- 2 選挙活動は、原則として選挙演説・文章・ポスターに限る。ただし、選挙管理委員会が認めた場合は、他の活動を行うことも許可する。
- 3 選挙活動期間以外の活動は堅く禁ずる。
- 4 選挙活動は立候補者及び推薦人が行うことができる。
- 5 個人演説会を認める。場所は選挙管理委員会が指定した場所で行うものとする。
- 6 立会演説会の演説順序は届け出順とする。
- 7 ポスターは選挙管理委員会の指定の用紙で3枚以内とする。
- 8 選挙活動中に掲示したポスター等は、投票日前日をもって立候補者及び推薦人が撤去するものとする。

第15条（投票に関すること）

- 1 投票は選挙管理委員会の指定の用紙をもって行う。

第16条（開票に関すること）

- 1 開票は、会長の立ち会いのもと、選挙管理委員会が行うものとする。
- 2 関係者以外の開票所立ち入りを一切禁止する。
- 3 記入の不十分な票は無効票とする。

4 結果が出次第、生徒玄関前に開票結果の掲示を行う。

第17条（当選に関する事）

1 有効票の過半数獲得者を当選者とする。

2 最多得票者の得票数が過半数に満たない場合は上位2名をもって近日決選投票を行う。

第18条（その他）

1 これらの規則に反する行動を取った立候補者及び推薦人の処分は選挙管理委員会で決定する。

2 上記以外の事項については、選挙管理委員会で協議し、指示をする。

第7章〈会計〉

第19条

1 生徒会会計監査は、生徒会会計担当以外の職員が行う。

第8章〈会則改正〉

第20条

1 改正案は、生徒会執行部会から総会に提出できる。

2 総会で3分の2以上の賛成が得られた場合、成立する。

3 成立した会則は、翌日から施行される。

平成22年4月 1日施行

平成25年5月 2日一部改正

平成26年3月14日一部改正

平成27年3月13日一部改正

平成29年1月26日一部改正

平成30年3月 9日一部改正

令和 2年6月18日一部改正

令和 5年3月16日一部改正

令和 6年2月22日一部改正

部活動について

1 活動日及び時間

(1) 活動日

平日の活動は、週3日を上限とする。休日は、土日のどちらかのみ活動可とする。

ただし、大会前はこの限りではない。

(2) 活動可能時間

〈前期課程〉

春季～秋季

(3月1日～2学期中間考査前学習強調週間前日)

18:00 活動終了 18:10 下校完了

冬季

(2学期中間考査前学習強調週間～2月末)

17:30 活動終了 17:40 下校完了

〈後期課程〉

通年 18:00 活動終了 18:10 下校完了

生徒が生徒玄関を出た、または指定の部屋に入室した状態を下校完了とする。

〈休日〉

土日・祝日の活動時間は原則として3時間程度とし、16:00に活動を終了する。

(練習試合や大会等は除く)

(3) 長期休業中

土日を含め、週4日を上限として活動可とする。

(4) 「大会前の部活動延長」及び「考査前学習強調週間の部活動実施」について

上位大会につながる大会前に限り、校長が認めた場合活動が可能になる。

*詳細については別に定める。

(5) その他

設置部活動以外の部の大会参加についてはその都度検討する。

2 入部・退部について

(1) 入部

毎年年度初めに2～6年生は入部届を担任と顧問に提出する。

(2) 退部

顧問、担任、保護者の理解を得た上で、「退部届」を記入して担任と顧問へ提出する。

3 練習着について

体操着、または部活で認められたものとする。

自転車通学・バイク免許取得 及びバイク通学について

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学を希望するかどうかは、本人及び保護者の判断と責任による。
- (2) 学校は、本人・保護者からの「自転車通学願」を受けて、自転車通学を許可する。
- (3) 自転車通学を許可された者は、通学用自転車に本校所定のステッカーを付けること。
- (4) 改造自転車等は認めない。
- (5) 前期課程については、学校が斡旋するヘルメット、または、学校の認めるヘルメット（安全マーク等がついているもの）を着用すること。
- (6) 通学用自転車は、自転車小屋の指定された場所に整頓して置き、必ず施錠すること。
- (7) 自転車通学者は交通ルール・マナー、学校の規程を遵守すること。特に、下記事項については、厳守する。
 - ・自転車保険への加入。
 - ・傘差し運転、2人乗り等危険な運転の禁止。
 - ・左側通行と交差点等での安全確認。
- (8) 通学用自転車は業者の安全点検を受け、常に整備をし、安全運転を心がけること。
- (9) 自転車通学の距離下限は2 km 程度、上限は道路環境も踏まえ検討し、安全と認められれば許可する。
- (10) 冬季は自転車・バイクでの通学は控えること。
- (11) 以上の規定に違反した場合は、必要な指導をするとともに、許可を取り消すことがある。

2 バイク免許取得及びバイク通学について

- (1) 原動機付き自転車の免許取得は学校の休業日のみとし、免許を取得した者は取得届を提出すること。
- (2) 安全面を考え、バイク通学は原則認めない。ただし、特別な事情によりバイクでの通学が必要な場合は許可申請を行うことができる。通学に利用するバイクは、原動機付き自転車（スクータータイプ）に限る。
- (3) 自動二輪免許取得については、在学期間中は禁止とする。

普通自動車運転免許取得について

- (1) 免許取得を希望する生徒に対し、学校は、下記(4)のア・イ・ウに該当しない生徒に対し、その生徒の自動車免許取得の必要性を検討したうえで自動車学校の入校を許可する。
- (2) 在学期間中に取得を希望する生徒は、学級担任と担当に申し出て「自動車学校入校届兼普通自動車運転免許取得願」を学校に提出する。普通自動車免許のための自動車学校通学の時期は、第6学年の自宅学習日以降とする。ただし、就職決定者は2学期中間考査以降から認める。その他、特別な事情がある生徒は別途審議する。自動車学校への通学は平日の放課後、または休日、自宅学習日の終日とする。
- (3) 運転免許取得については、学校の学習活動や学校行事を優先する。
- (4) 下記の条項の該当者は原則として許可しない。
 - ア 学業成績が著しく不良の者。欠点保有者。
 - イ 進路が未決定の者。
 - ウ 学校・家庭内の諸行動のなかで問題があり、学校が不相当と判断した者。
- (5) 普通自動車免許を取得した者は、学級担任と担当に申し出て「普通自動車免許取得届、兼誓約書」を学校に提出すること。
- (6) 自動車での通学は禁止とする。また、本校の卒業式当日まで運転を禁止する。卒業式の翌日からは、保護者が同乗し、保護者の監督・責任のもとで運転をすることができる。保護者以外の同乗は認めない。使用不相当と認めた事実が発覚した場合、厳重指導のうえ、保護者と相談し一定期間、運転を禁止する場合がある。
- (7) 学校に無届けで自動車学校に通学している場合、厳重指導のうえ、判明の時点において自動車学校への通学を中止させ、一定期間、自動車学校への通学を禁止とする。

服装について

- 1 本校指定の制服を正しく着用すること。
- 2 登下校時は制服を着用すること。
- 3 正装は、次のとおりとする。（正装を着用するのは、終始業式、式典、他指示された行事）

本校指定のブレザー、スラックスかスカート、青系ワイシャツかブラウス、ネクタイかりボン、黒の靴下（くるぶしが隠れる長さ）を着用する。スカートにはハイソックス（ふくらはぎを覆う長さのもの）を着用する。ブレザーには校章を付けること。
- 4 略装として、市販の白系または青系のワイシャツやブラウスを着用してもよい。ただし、ボタンダウンのシャツは禁止とする。
- 5 スカートは膝立ちをした際にその裾が床につく長さとする。
- 6 ソックスは、無地の黒または白、紺でくるぶしが隠れるものとする。ワンポイント（ラインを含む）を可とする。
- 7 スラックスのベルトは黒とする。
- 8 暑いときは、ブレザー、ネクタイ、リボン、校章を着用しなくてもよい。ワイシャツ、ブラウスは気温や体調に応じて長さを調節する。半袖ワイシャツについては開襟でないものも認める。
- 9 寒いときは、本校推奨のベスト・セーター（グレーでVネック）またはそれに準じた市販のもの着を認める。市販のもの着用する場合は必ずブレザーも着用すること。なお、ベスト・セーターを着る際はブレザーの袖・裾から出ないようにすること。また、ストッキングは黒またはベージュとする。

届出事項

1 欠席、公欠席について

- (1) 病気や事故等で欠席・遅刻・早退等をするとき、災害で登校できないとき、法定伝染病で出席停止になったときなどは、口頭若しくは電話で、保護者を通して事前に担任に連絡する。事前に連絡できないときは、事後、速やかに連絡する。
- (2) 忌引きについては、保護者を通して連絡すること。期間は以下の範囲内とする。
 - ・ 父母 7日
 - ・ 祖父母及び兄弟姉妹 3日
 - ・ 曾祖父母及び伯叔父母 1日
 - ・ 葬儀等のために遠隔地に赴く場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。
- (3) 部活等や進学・就職のための必要な書類を得る場合や試験などに行くときは、事前に公欠届を担任に提出する。
- (4) 必要があって学校から外出するときは、外出届を提出し、許可を得る。

2 授業及び授業以外の生徒の活動について

- (1) 校舎・校具等を破損した場合は、速やかに担任又は担当職員に報告する。
- (2) 日常の部活動や生徒会活動等で認められている場合以外に臨時的に校舎（体育館、グラウンド、教室等）、校具（運動用具、A V機材等）を使用するときは、使用責任者が係職員の許可を得て使用し、使用後は直ちに終了報告をする。
- (3) 他校と交流するときは、顧問又は担当職員と相談する。
- (4) 掲示及び印刷物を配付するときは、事前に担当職員と相談し、許可を得る。
- (5) 選挙運動、政治的活動、投票運動等を校内で行う場合は、事前に学校設置者の許可を得て行い、法律を遵守して行う。

3 その他

- (1) 住所変更をするときは、保護者を通して、担任に届け出る。
- (2) J R乗車券の学生割引券を必要とするときは、事務室に学割交付願を提出する。
- (3) 在学証明書その他の証明書が必要なときは、事務室に証明書交付願を提出する。
- (4) 学校管理下の災害については、日本スポーツ振興センターの給付対象になるので、担任及び顧問等に連絡し、保健室で手続きをとる。
- (5) 転学、留学、休学、復学、退学するときは、担任に連絡し、必要な手続きをとる。
- (6) 自然災害等まわりで何かあった際は、担任に申し出る。

図書館利用について

生徒・職員は、教科及び「総合的な学習・探究の時間」の調べ学習、自主的学習及び読書等、積極的に図書館を活用するよう努める。

- 1 学校の休日及び特別な日を除き原則として毎日開館し、開館時間は別に定める。
- 2 図書館の利用に関しては、職員及び係生徒の指示に従う。
- 3 館内では飲食しない。
- 4 館内では、読書の妨げになる行為や他の者の迷惑になる行為をしない。
- 5 図書は館内で閲覧し、終わったら元の場所に戻す。
- 6 館外への貸出は、「貸出のきまり」による。

貸出のきまり

- 1 貸出の時間は、原則として昼休み及び放課後とする。
- 2 貸出期間は2週間とし、最大3冊まで借りることができる。
- 3 借りるときは、借りたい図書をカウンターに持参し、所定の手続きを行う。
- 4 返却するときには、返却ポストを利用するか、図書を職員及び係生徒に渡す。
- 5 貸出した図書は必ず返却期限までに返却する。ただし、返却期限後も引き続き貸出を希望する場合は、その図書を持参し、貸出延長の手続きを行う。
- 6 図書の予約は、職員に依頼する。
- 7 図書の又貸し（マタカシ：借りた図書を返却せず他人に渡すこと）を禁ずる。
- 8 図書を紛失又は破損した場合は、速やかに職員に申し出て、指示に従う。
- 9 長期休業中の貸出については、別に定める。

保健室利用について

保健室は全校の生徒が利用する場所です。一人ひとりがきまりを守って、誰もが気持ちよく利用できるようにしましょう。

利用のきまり

- 1 保健室を利用する場合は、学級担任または教科担当に連絡をすること。
- 2 保健室で休養できる時間は原則1時間とする。
休養後、授業へ戻ることが可能ならば授業へ戻り、授業へ戻れない場合は、早退とする。
- 3 保健室は学校で（登下校中も含む）けがをした時の手当は行うが、原則、継続した治療は行わない。
- 4 保健室にあるものを使用したいときは養護教諭に伝えてから使用すること。
- 5 相談のある人はできる限り、昼休みか放課後に利用する。
- 6 放課後、バスや家の人の迎えを待つために保健室を利用しない。
- 7 保健室に養護教諭が不在の場合は、職員室の先生に申し出てから利用する。
- 8 用事のない場合は出入りしない。